

谷川喜一氏の虚偽の陳述に対する地方自治法第 100 条 第 9 項の規定に基づく告発に関する動議

1) 平成19年2月、大村市農業委員会に(株)T・G・F が提出した「農業経営基盤強化促進事業申出書」に添付されている資料において、谷川喜一氏は、農作業に90日間従事すると記載され、谷川富貴氏においては、農作業従事日数150日と記載されている。

しかし、谷川喜一氏は、(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務しており、その業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

また、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。」との谷川喜一証人の証言にあるように、実際、その要件を充足することはできていない。

さらに、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されており、充足できないどころか、従事の実績すらないものである。

次に、谷川富貴氏については、当時、妊娠中であり、150日もの農作業への従事は実質不可能と考えられる。

実際、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されている。

加えて、小柳証人の証言では、「現在は、諫早の干拓地に集中しており、大村市は年2～3回程度の手入れを行っている状況。」と述べられており、本委員会が平成23年10月11日に行った現地視察においても、植えられた樹木の中には枯れかけているものもあり、収穫は望める状況にはなく、大村市での営農の実績はほとんどなかったと考えざるを得ない状況である。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年6月に大村市に行った「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に（財）長崎県農業振興公社に行った「諫早湾干拓農地借受申出書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても冒頭に記したものと同様の数字が使用されている。

さらに、谷川富貴氏、田丸加代子氏（株）T・G・F元取締役）両名に、「（株）T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、このことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える内容である。

これらのことから、申請内容について、当初から要件を充足させようという意思は見えず、大村市農業委員会から農業生産法人として認められるための形式上だけの数字であるにとどまらず、計画遂行の意思を汲み取ることができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえで虚偽の記載をしたものと断じざるを得ない。

これについては、大村市、諫早市農業委員会、諫早市に対する申請についても同様の帰結である。

2)ところで、法人の設立という重大な行為に対し、一般的に設立に直接関係する要件には代表取締役自ら、十分な注意を払うべきであるところであるが、谷川喜一証人は、本委員会において（株）T・G・Fの設立に関し、「昨今の受注環境の厳しさの中、逆にいえば受注がとれていない状況で、私どもの住宅、非木造部門以外の社員も40名を超えるスタッフが

おりますが、このメンバーたちになかなか現場を提供できないほど苦戦をしております。これも、私にとって見れば非常に厳しい環境にあると言わざるを得ないと思っております。

なぜ農業を目指したかというご質問がありました。先ほどお話しさせていただきましたように、公共工事に関しましても受注状況は非常に厳しい。また、住宅業界におきましても、これから先、人口減少の中、当然市場が狭まる中、市場を求めて九州各県、支店展開をしておりますが、それでも着工戸数は落ちてまいります。その中で、ここ10年、15年に関しましては、着工戸数ないしはリフォームに対して力を入れて経営努力をしたい、経営努力で何とかしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、10年、20年を見た時に、今のままでは当然成り立たないだろうということで、もう一つの柱を持ちたいということで農業を選択させていただいたということです。

私も、41年目を迎えておりますが、定年退職者の方も当然これから多く出てこられる中で、また、第二の人生を谷川で歩んでいただくためにも、そういった受け皿があってもいいのではないかとということで、農業を選択させていただきました。その中で今回の農業に関しましては、一つは大村の草場の果樹園の問題と、諫早湾干拓に対する入植の問題と、それぞれに国内、国外を含めまして、これは将来性、将来的な見通しがあるのではないかと。

草場に関しましては耕作放棄地、遊休地がたくさん、あの斜面に広がっておりますので、あの斜面を小豆島のようにオリーブ畑に変えていくことで、実を我々が収穫する、もしくは実自体をとっていただいた方から我々が購入する、こういったことで、我々自身が作物を育てる、もしくは協力農家の方々に育てていただくというようなことで成り立つのではないかと、また、諫早湾干拓地の方では、大規模な農地になりますので、あれ

だけ広大なフラットな農地は日本全国探しても、北海道以外にはないということで、省力化した農業経営ができるのではないかと。このような考えをもって、具体的に検討を始めたということになると思います。

これから農地に対しましてはさまざまな問題も、今現在、例えば土づくりの観点からいきましても、なかなか売上げ的にも貢献できていないところがありますが、5年、7年、10年という中では確実に収益が残せる土壤でもあると、また規模的にも広がっていくものだというふうに確信をして、今現在、経営を進めている状況にあると思います。」との証言をしており、(株)T・G・Fの設立については、農業経営に携わって行くという、並々ならぬ決意とともに、なおのこと力を入れていたものと思われ、従って、会社経営者として当然に会社設立に関する法定の手続きや借り上げ予定農地についても十分承知していたと窺われる。

さらに、新聞報道がなされた後、代表取締役を辞任した理由として、谷川喜一証人は「農業に対する思いはありましたが、現実問題として、従事日数等含めて不足しているということで、これは言いますように、マスコミの報道と、また、実際の従事日数等の問題を考えて辞任をした。」と証言しており、自身が農業生産法人にかかる要件を満たしていないことを認識していたことが窺えるものである。

3) 加えて、まず、当初に設立を企図していた(株)谷川農場(仮称)の構成員に役員として谷川弥一氏が株主の一人として掲載されているが、その後、「農業会議の方は、農業ができるか、できないか、農作業ができるか、できないか、それだけで判断していました。ですから、そこで、谷川代議士とか谷川貞子さんは、農業会議の方から、外してくださいというふうなアドバイスを受けました。(永田証人証言)」として、(株)T・G・F設立までに、構成員から外したという経緯もあることから、法人役員の構成要件が通常と異なることなども、谷川喜一氏は、知り得ていたと

考えられる。

また、県農業会議からは、役員構成について、永田氏に対し、本当に計画通り実行できるのか、農業従事と農作業従事の違いも説明しながら、何度も確認されており、それを受けた永田氏は、「その点は、再度、谷川社長の方にお聞きして、みんなやるつもりだということでしたので、農業会議の方に最終的な回答をいたしました。」と証言しており、永田氏と谷川喜一氏の意味疎通に齟齬があるとは思われない。

4) 谷川喜一氏自身は、本委員会における最初の証言では、「4要件におきましては、一つは株式会社であるということ。農業収入が50%以上あるということ。また、株主、構成員は原則150日以上農業に従事をしなければならないということ。また、代表者、責任者は原則150日以上農業従事ないしは60日以上農作業をしなければならないということだというふうに理解をしております。」「農業従事といいますのは経営全般、実際に農地での農作業を行わなくてもデスクワークや、販路の開拓であるとか、そういうところも含めたものだというふうに理解をしております。農作業は実際に農地に入って、実際に土と触れ合うというものであるというふうに認識をしております。」と正確に述べている。しかし、後に「農業生産法人の4要件に関しましては、特別委員会等を通して改めて学ばせていただいた部分がありまして、設立当初は内容が十分ではなかったというふうに思います。」「間違いありません。当初、農作業、農業従事の区別がついておりませんでした。」「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、」と証言し、申請当時は、要件について理解していなかったことを強調している。

加えて、県農業会議の相談時に作成された異業種参入支援事業相談等処理カードに「農業生産法人の構成員と役員の要件については、谷川喜一社長の了解を得て以下の形で進める」と、また、出資額についても「谷川喜

一社長と協議中」と記載されており、逐一、谷川喜一氏と協議のうえ、事務を進めていることが窺えるが、谷川喜一氏は、申請の際の書類については、「正直全幅の信頼を持って任せていた部分がありまして、流れ作業的な捺印であったのは間違いないと思います。

私自身が当然自分の名前と社判が入っておりますので確認をとって進めていくところでありますけれども、その当時、正確に把握をして印を押したかと言われれば、それはあいまいなものしかなかったと言わざるを得ないと思います。」と証言している。

１）で指摘したとおり、谷川喜一氏は、虚偽の申請を認識していたと言え、さらに２）、３）及び４）の前段での内容から、設立に必要な要件も知っていたものと認められることから、４）の後段の証言は虚偽のものと断定するが、この虚偽の陳述は、入植者選定に関して誤りがなかったかどうか事実と照らして行う本委員会の審査において、重大な影響を与えるものであり、単に、記憶に反した証言を行ったものと看過できるものではない。

よって、本県議会としては地方自治法第100条第７項の規定に該当する虚偽の陳述と認め、同条第９項の規定に基づき、谷川喜一氏を告発する。

なお、告発にかかる必要な手続については、議長に一任する。

平成２４年７月１３日

長 崎 県 議 会